

昭和三十九年厚生省令第三十二号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則  
母子福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）  
第十四条第三項及び母子福祉法施行令（昭和三十  
九年政令第二百二十四号）第二十三条の規定に基  
づき、並びに同法を実施するため、母子福祉法施  
行規則を次のように定める。  
（法第六条第六項第一号に規定する厚生労働省  
令で定める法人等）

第一条

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三  
十九年法律第二百二十九号。以下「法」という。）  
第六条第六項第二号に規定する厚生労働省令で  
定める法人は、次の各号に掲げる法人とし、同  
項第二号に規定する厚生労働省令で定める役員  
は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該  
各号に定める役員とする。

一 公益社団法人又は公益財団法人 理事

二 一般社団法人又は一般財団法人（公益社団  
体法人又は公益財団法人を除く。）のうち、次  
に掲げるもの 理事

イ その行う事業により利益を得ること又は  
その得た利益を分配することを目的とせ  
ず、かつ、その事業を運営するための組織  
が適正である法人であつて次に掲げる要件  
を全て満たすもの（清算中に次に掲げる要件  
の全てに該当することとなつたものを除  
く。）

(1) その定款に剰余金の分配を行わない旨  
の定めがあること。

(2) その定款に解散したときはその残余財  
産が国若しくは地方公共団体又は次に掲  
げる法人に帰属する旨の定めがあるこ  
と。

(i) 公益社団法人又は公益財団法人

(ii) 公益社団法人及び公益財団法人の認  
定等に関する法律（平成十八年法律第  
四十九号）第五号第十七号イからトま  
でに掲げる法人

(3) (1) 及び (2) の定款の定めを反す  
る行為（一）、（二）及び（四）に掲げ  
る要件の全てに該当していた期間におい  
て、剰余金の分配又は残余財産の分配若  
しくは引渡し以外の方法（合併による資  
産の移転を含む。）により特定の個人又  
は団体に特別の利益を与えることを含

む）を行うことを決定し、又は行つた  
ことがないこと。  
各理事（清算人を含む。以下この  
（四）及びロ（七）において同じ。）につ  
いて、当該理事及び当該理事の配偶者又  
は三親等以内の親族その他の当該理事と  
次に掲げる特殊の関係のある者である理  
事の合計数の理事の総数のうちに占める  
割合が、三分の一以下であること。  
(i) 当該理事の配偶者  
(ii) 当該理事の三親等以内の親族  
(iii) 当該理事と婚姻の届出をしていない  
が事実上婚姻関係と同様の事情にある  
者  
(iv) 当該理事の使用人  
(v) (i) から (iv) までに掲げる者  
以外の者で当該理事から受ける金銭そ  
の他の資産によつて生計を維持してい  
るもの  
(vi) (i) から (v) までに掲げる  
者と生計を一にするこれらの者の配偶  
者又は三親等以内の親族  
者又は三親等以内の親族  
の他の当該理事に共通する利益を因る活  
動を行うことをその主たる目的としてい  
ること。  
(1) その会員の相互の支援、交流、連絡そ  
の他の当該会員に共通する利益を因る活  
動を行うことをその主たる目的としてい  
ること。  
(2) その定款（定款に基づく約款その他こ  
れに準ずるものを含む。）に、その会員  
が会費として負担すべき金銭の額の定め  
又は当該金銭の額を社員総会若しくは評  
議員会の決議により定める旨の定めがあ  
ること。  
(3) その主たる事業として収益事業を行つ  
ていないこと。  
(4) その定款に特定の個人又は団体に剰余  
金の分配を受ける権利を与える旨の定め  
がないこと。

その定款に解散したときはその残余財  
産が特定の個人又は団体（国若しくは地  
方公共団体、イ（二）（一）若しくは  
(i) に掲げる法人又はその目的と類  
似の目的を有する他の一般社団法人若し  
くは一般財団法人を除く。）に帰属する  
旨の定めがないこと。  
(1) から (5) まで及び (7) に掲  
げる要件の全てに該当していた期間にお  
いて、特定の個人又は団体に剰余金の分  
配その他の方法（合併による資産の移転  
を含む。）により特別の利益を与えるこ  
とを決定し、又は与えたことがないこ  
と。  
(7) 各理事について、当該理事及び当該理  
事の配偶者又は三親等以内の親族その  
他の当該理事とイ（4）（一）から（vi）  
までに掲げる特殊の関係のある者である  
理事の合計数の理事の総数のうちに占め  
る割合が、三分の一以下であること。  
三 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七  
号）第二条第二項に規定する特定非営利活動  
法人 理事  
（法第十二条第五項に規定する厚生労働省令で  
定める方法）  
第一条の二 法第十二条第五項に規定する厚生労  
働省令で定める方法は、同条第一項に規定する  
自立促進計画の素案及び当該素案に対する意見  
の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提  
出に必要な事項を、インターネットの利用、印  
刷物の配布その他適切な手段により住民に周知  
する方法とする。  
（法第九条第四項に規定する厚生労働省令で定  
める役員）  
第一条の三 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行  
令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下  
「令」という。）第九条第四項に規定する厚生労  
働省令で定める役員は、社会福祉法人にあつて  
はその理事とし、第一条各号に掲げる法人にあ  
つてはその区分に応じ、当該各号に定める役員  
とする。  
（母子福祉資金貸付金の貸付業務の報告）  
第一条の四 令第二十四条の規定による母子福祉  
資金貸付金の貸付業務の状況に関する報告は、  
毎会計年度ごとに当該会計年度終了後四月以内  
に、貸付業務成績書を厚生労働大臣に提出する  
ものとする。

2 厚生労働大臣は、前項に掲げるもののほか、  
母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況に關し、  
必要と認める書類の提出を求めることがある。  
（法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で  
定める場所）  
第一条の五 法第十七条第一項に規定する厚生労  
働省令で定める場所は、次のとおりとする。  
一 家庭生活支援員（法第十七条第一項に規定  
する便宜を供与する者をいう。）の居宅  
二 法第六条第一項に規定する配偶者のない女  
子であつて民法（明治二十九年法律第八十九  
号）第八百七十七条の規定により現に児童を  
扶養しているもの（以下「配偶者のない女子  
で現に児童を扶養しているもの」という。）  
が職業訓練を受けている場所  
三 前二号に掲げる場所のほか、法第十七条第  
一項に定める便宜を適切に供与することがで  
きる場所  
（法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で  
定める便宜）  
第二条 法第十七条第一項に規定する厚生労働省  
令で定める便宜は、次のとおりとする。  
一 乳幼児の保育  
二 食事の世話  
三 入浴 排せつ等の介護（前二号に掲げる便  
宜を除く。）  
四 洗濯、掃除等の家事（前二号に掲げる便  
宜を除く。）  
五 専門的知識をもつて行う生活及び生業に關  
する助言及び指導  
六 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜  
（法第十八条に規定する厚生労働省令で定める  
場合）  
第二条の二 法第十八条に規定する厚生労働省令  
で定める場合は、当該措置に係る者が都道府県  
の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六  
十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市  
（以下「指定都市」という。）の区域及び同法第  
二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下  
「中核市」という。）の区域に係る部分を除く。）  
、市町村の区域又は福祉事務所（社会福祉法  
（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉  
に関する事務所をいう。第六条の五において同  
じ。）の所管区域を超えて他の区域又は所管区  
域に居住地を移した場合とする。

（法第十二条第五項に規定する厚生労働省令で  
定める方法）  
第一条の二 法第十二条第五項に規定する厚生労  
働省令で定める方法は、同条第一項に規定する  
自立促進計画の素案及び当該素案に対する意見  
の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提  
出に必要な事項を、インターネットの利用、印  
刷物の配布その他適切な手段により住民に周知  
する方法とする。  
（法第九条第四項に規定する厚生労働省令で定  
める役員）  
第一条の三 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行  
令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下  
「令」という。）第九条第四項に規定する厚生労  
働省令で定める役員は、社会福祉法人にあつて  
はその理事とし、第一条各号に掲げる法人にあ  
つてはその区分に応じ、当該各号に定める役員  
とする。  
（母子福祉資金貸付金の貸付業務の報告）  
第一条の四 令第二十四条の規定による母子福祉  
資金貸付金の貸付業務の状況に関する報告は、  
毎会計年度ごとに当該会計年度終了後四月以内  
に、貸付業務成績書を厚生労働大臣に提出する  
ものとする。

(母子家庭日常生活支援事業の開始の届出)  
第三条 法第二十条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)  
二 条例、定款その他の基本約款  
三 職員の定数及び職務の内容  
四 主な職員の氏名及び経歴  
五 事業開始の予定年月日

2 国及び都道府県以外の者は、法第二十条の届出を行おうとするときは、収支予算書及び事業計画書を当該都道府県知事に提出しなければならない。  
第四条 法第二十条の規定による届出をした者は、前条第一項各号に掲げる事項(同項第四号に掲げる事項を除く。)に重大な変更を加えたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。  
(法第二十一条に規定する厚生労働省令で定める事項)

第五条 法第二十一条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 廃止又は休止しようとする年月日  
二 廃止又は休止の理由  
三 休止しようとする者にあつては休止の予定期間  
(身分を示す証明書の様式)

第六条 法第二十二條第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、別記様式による。  
(法第二十八條第二項に規定する厚生労働省令で定める事業)

第六条の二 法第二十八條第二項に規定する厚生労働省令で定める事業は、次のとおりとする。  
一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九條第二号に規定する事業  
二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六條の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業  
三 児童福祉法第六條の三第三項に規定する子育て短期支援事業  
四 児童福祉法第六條の三第七項に規定する一時預かり事業  
五 児童福祉法第六條の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業  
(法第三十條第三項に規定する厚生労働省令で定める者)

第六条の三 法第三十條第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、都道府県知事が同条第二

項各号に掲げる業務を適切に行うことができるものと認めたとする。  
第六條の四 削除  
(法第三十一條第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練)

第六條の五 法第三十一條第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する訓練として都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)又は福祉事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)が指定するものとする。  
(母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続)

第六條の六 法第三十一條第一号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金(以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。)の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(以下この条から第六條の九までにおいて「受給希望者」という。)は、その住所を管轄する都道府県知事等に對し、前條に規定する指定の申請をしなければならない。  
2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し  
二 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し(八月から十月までの間に申請する場合を除く。)又は当該受給希望者の前年(一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下この号及び第六條の八第二項第二号において同じ。)の所得の額(児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第五十五号)第三條及び第四條の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。)並びに児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第九條第一項に規定する扶養親族等(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数並びに所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除

対象扶養親族の数を明らかにすることができ得る書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別については、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。)  
三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四條第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類  
第六條の七 都道府県知事等は、前條第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が第六條の五に規定する教育訓練を受けることがその雇用の安定及び就職の促進を図るために必要であるかを調査し、その調査に基づき必要があると認めるときは、速やかに、当該受給希望者が受けるべき教育訓練の講座を指定しなければならない。  
2 都道府県知事等は、前項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。  
第六條の八 母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給の申請は、前條第一項の規定により指定された教育訓練の講座(以下この条において「指定講座」という。)の修了後に、当該受給希望者の住所を管轄する都道府県知事等にしなければならない。  
2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し  
二 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し(八月から十月までの間に申請する場合を除く。)又は当該受給希望者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができ得る書類及び当該控除対象扶養親族の前

年の所得の額についての市町村長の証明書を  
含む。同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別については、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。)  
三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四條第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類  
四 前條第二項の指定通知書  
五 当該指定講座の修了証明書の写し  
六 当該指定講座の入学料及び授業料の領収書の写し  
3 第一項の申請は、当該指定講座を修了した日から起算して三十日以内に行なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。  
第六條の九 都道府県知事等は、前條第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十七條第一項及び第二項の支給要件に該当するか否かを調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭自立支援教育訓練給付金を支給し、又はしないことの決定を行わなければならない。  
2 都道府県知事等は、前項の決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。  
(法第三十一條第二号に規定する厚生労働省令で定める資格)

第六條の九の二 法第三十一條第二号に規定する厚生労働省令で定める資格は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの就職を容易にするために必要な資格として都道府県知事等が定めるものとする。  
(母子家庭高等職業訓練促進給付金の手続)

第六條の十 法第三十一條第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金(以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。)の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(以下この条から第六條の十二までにおいて「受給希望者」という。)は、同号に規定する養成機関(次項、第六條の十四第一項及び第六條の十六において「養成機関」という。)において修業を開始した日以後に、

対象扶養親族の数を明らかにすることができ得る書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別については、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。)  
三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四條第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類  
四 前條第二項の指定通知書  
五 当該指定講座の修了証明書の写し  
六 当該指定講座の入学料及び授業料の領収書の写し  
3 第一項の申請は、当該指定講座を修了した日から起算して三十日以内に行なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。  
第六條の九 都道府県知事等は、前條第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十七條第一項及び第二項の支給要件に該当するか否かを調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭自立支援教育訓練給付金を支給し、又はしないことの決定を行わなければならない。  
2 都道府県知事等は、前項の決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。  
(法第三十一條第二号に規定する厚生労働省令で定める資格)

第六條の十 法第三十一條第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金(以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。)の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(以下この条から第六條の十二までにおいて「受給希望者」という。)は、同号に規定する養成機関(次項、第六條の十四第一項及び第六條の十六において「養成機関」という。)において修業を開始した日以後に、

当該受給希望者の住所を管轄する都道府県知事等に対し、支給の申請をしなければならぬ。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

二 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し(八月から十月までの間に申請する場合を除く。)、又は当該受給希望者の前年(一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)

の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。)

三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四 令第二十八条第三項第一号に掲げる者にあつては、当該受給希望者及び当該受給希望者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。))に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書面

五 養成機関における在籍に関する証明書(第六条の十四第一項において「在籍証明書」という。)

第六条の十一 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十八条第一項及び第二項の支給要件(第六条の十三及び第六條の十五第一項において「支給

要件」という。))並びに令第二十八条第三項の給付金の額に関する事項を調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の可否及び支給する場合における給付金の額の決定を行わなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の十二 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給は、受給希望者が第六条の十第一項の申請をした日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

第六条の十三 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けている配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(以下この条から第六條の十五までにおいて「受給者」という。))は、支給要件に該当しなくなつたとき又は当該受給者若しくは当該受給者同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わつたときは、十四日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

第六条の十四 都道府県知事等は、受給者の養成機関における在籍状況、修得単位の状況又は出席状況を確認するため必要があると認めるときは、当該受給者に対し、児童扶養手当証書又は所得の額等についての市町村長の証明書の提出を求めるとができる。

2 都道府県知事等は、受給者の所得の状況を確認するため必要があると認めるときは、当該受給者に対し、児童扶養手当証書又は所得の額等についての市町村長の証明書の提出を求めるとができる。

3 都道府県知事等は、受給者又は受給者同一の世帯に属する者の市町村民税の課税の状況を確認するため必要があると認めるときは、当該受給者又は当該受給者同一の世帯に属する者に対し、市町村民税の課税の状況についての市町村長の証明書の提出を求めるとができる。

第六条の十五 都道府県知事等は、受給者が支給要件に該当しなくなつたときは、第六条の十一第一項の支給決定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該受給者に通知しなければならない。

第六条の十六 令第二十九条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金(以下「母

子家庭高等職業訓練修了支援給付金」という。))の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(以下この条及び次条において「受給希望者」という。))は、養成機関において課程を修了後、当該受給希望者の住所を管轄する都道府県知事等に対し、支給の申請をしなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本(養成機関における修業を開始した日(次号において「修業開始日」という。))及び当該養成機関における課程を修了した日(以下この条において「修了日」という。))における状況を明らかにできるものに限る。)

二 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し(八月から十月までの間に申請する場合を除く。)、又は当該受給希望者の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。)

三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四 受給希望者の属する世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)

五 令第二十九条第四項第一号に掲げる者にあつては、当該受給希望者及び当該受給希望者と同一の世帯に属する者の市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書面(修了日の属する年度(修了日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度とする。))の状況を証明できるものに限る。)

六 当該課程の修了証明書の写し

3 第一項の申請は、修了日から起算して三十日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第六条の十七 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十九条第二項及び第三項の支給要件並びに同条第四項の給付金の額に関する事項を調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の可否及び支給する場合における給付金の額の決定を行わなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の十七の二 法第三十一条の五第二項に規定する厚生労働省令で定める者)

第六条の十七の三 第一条の四の規定は、父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、同条第一項中「第二十四条」とあるのは、「第三十一条の七において準用する(法第二十四条)」と読み替へるものとする。

第六条の十七の四 第一条の五から第六条までの規定は、父子家庭日常生活支援事業について準用する。この場合において、第一条の五中「第十七条第一項」とあるのは、「第三十一条の七第一項」と、同条第二号中「第六条第一項」とあるのは、「第六条第二項」と、「する配偶者のない女子」とあるのは、「する配偶者のない男子」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは、「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二条中「第

一

二

三



規定により提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。

第六條の十九 第一条の四の規定は、寡婦福祉資金貸付金の貸付業務について準用する。

（法第三十三條第一項に規定する厚生労働省令で定める場所等）

第七條 第一条の五から第六條までの規定は、寡婦日常生活支援事業について準用する。

（法第三十三條第一項に規定する配偶者のない女子であつて民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七條の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）とあるのは「第六條第四項に規定する寡婦」と、第二条中「第十七條第一項」とあるのは「第三十三條第一項」と、第三条中「第二十一條」とあるのは「第三十三條第五項において準用する法第二十一條」と、第六條中「第二十二條第二項」とあるのは「第三十三條第五項において準用する法第二十二條第二項」と読み替へるものとする。

第八條 第六條の三の規定は、法第三十五條第三項に規定する厚生労働省令で定める者について準用する。

（法第三十五條の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九條 第六條の十七の二の規定は、法第三十五條の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者について準用する。

（福祉資金貸付金に係る国の貸付けを受ける申請手続）

第十條 都道府県は、法第三十七條第一項の規定による国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した貸付申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 貸付けを受けようとする金額
二 貸付業務計画の概要
三 貸付金の交付を受けようとする時期
四 その他参考となると認められる事項

前項の貸付申請書には、特別会計歳入歳出予算に関する書類を添付しなければならない。

特別会計歳入歳出決算書の写しの提出
都道府県知事は、毎会計年度ごとに当該会計年度終了後四月以内に、特別会計歳入歳出決算書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。

福祉資金貸付金の国への償還の手続き
都道府県知事は、都道府県が法第三十七條第二項又は第四項の規定による償還を行ったときは、次に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出するものとする。

- 一 国に償還した償還金の額
二 償還を行った期日
三 都道府県が現に貸し付けている福祉資金貸付金の状況及び当該福祉資金貸付金に係る国への償還計画

その他必要と認められる書類の提出
厚生労働大臣は、前三條に定めるもののほか、法第三十七條第一項の規定による国の貸付け並びに同條第二項、第四項及び第六項の規定による国への償還に関し、必要と認める書類の提出を求めようとする。

令第四十六條第一項の規定により指定都市が母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務を処理する場合には、第三條第二項（第六條の十七の四及び第七條において準用する場合を含む。）中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第四條（第六條の十七の四及び第七條において準用する場合を含む。）中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第十條第一項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第十條第十一條中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第十二條第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、「都道府県」とあるのは「中核市」と読み替へるものとする。

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

母子福祉資金の貸付等に関する法律施行規則（昭和二十八年厚生省令第十二号）は、廃止する。

昭和三十七年四月一日前に各道府県（指定都市を含む。）が四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七條の規定により現に児童を扶養していないもの及び母子及び寡婦福祉法第十九條の二第三項に定める母子福祉団体に貸し付けている貸付金の貸付業務成績及び特別会計歳入歳出決算に関する書類は、昭和五十八年三月三十一日までは、第三條において準用する第一條第三項に規定する貸付業務成績及び特別会計歳入歳出決算に関する書類とみなす。

附則（平成二年二月二八日厚生省令第五九号）抄
この省令は、平成三年一月一日から施行する。

附則（平成五年二月二四日厚生省令第五一号）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二条の二の改正規定（第五号を第六号とし、第四号の次に一号を加える部分に限る。）及び第二条の七の改正規定（第四号を第五号とし、第三号の次に一号を加える部分に限る。）は、同年一月一日から施行する。

附則（平成五年二月二四日厚生省令第五一号）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二条の二の改正規定（第五号を第六号とし、第四号の次に一号を加える部分に限る。）及び第二条の七の改正規定（第四号を第五号とし、第三号の次に一号を加える部分に限る。）は、同年一月一日から施行する。
この省令の施行前にこの省令による改正前の母子及び寡婦福祉法施行規則（以下「旧規則」という。）第二条の四（旧規則第三条において読み替へて準用する場合を含む。）の規定による届出を行った者は、この省令による改正後の母子及び寡婦福祉法施行規則（以下「新規則」という。）第四条（新規則第九条において読み替へて準用する場合を含む。）の規定による届出を行ったものとみなす。
母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律による改正前の母子及び寡婦福祉法（以下「旧法」という。）第十三條第一項（旧法第十九條の二第五項において準用される場合を含む。）の規定により都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市を含む。）に設けられた特別会計の平成五年度の歳入歳出決算に関する書類は、新規則第十一條に規定する特別会計歳入歳出決算に関する書類とみなす。
この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている証票は、この省令による改正後の様式による証明書とみなす。
附則（平成六年九月二七日厚生省令第六〇号）
この省令は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。
附則（平成七年二月二七日厚生省令第五五号）
この省令は、平成七年四月一日から施行する。
附則（平成一二年三月二八日厚生省令第四六号）
この省令は、平成一二年四月一日から施行する。
附則（平成一二年一月二〇日厚生省令第一二七号）抄
（施行期日）

市の長」と、第十二條第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替へるものとする。
（中核市の特例）
令第四十六條第二項の規定により中核市が母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務を処理する場合には、第三條第二項（第六條の十七の四及び第七條において準用する場合を含む。）中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第四條（第六條の十七の四及び第七條において準用する場合を含む。）中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第十條第一項中「都道府県」とあるのは「中核市」と、第十一條中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第十二條第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、「都道府県」とあるのは「中核市」と読み替へるものとする。
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。
母子福祉資金の貸付等に関する法律施行規則（昭和二十八年厚生省令第十二号）は、廃止する。
附則（昭和五十七年一月三〇日厚生省令第二二号）
この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。
昭和三十七年四月一日前に各道府県（指定都市を含む。）が四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七條の規定により現に児童を扶養していないもの及び母子及び寡婦福祉法第十九條の二第三項に定める母子福祉団体に貸し付けている貸付金の貸付業務成績及び特別会計歳入歳出決算に関する書類は、昭和五十八年三月三十一日までは、第三條において準用する第一條第三項に規定する貸付業務成績及び特別会計歳入歳出決算に関する書類とみなす。
附則（平成二年二月二八日厚生省令第五九号）抄
この省令は、平成三年一月一日から施行する。

